

# 国際バルク戦略港湾政策の取組(報告)

---

国土交通省 港湾局

平成29年6月14日

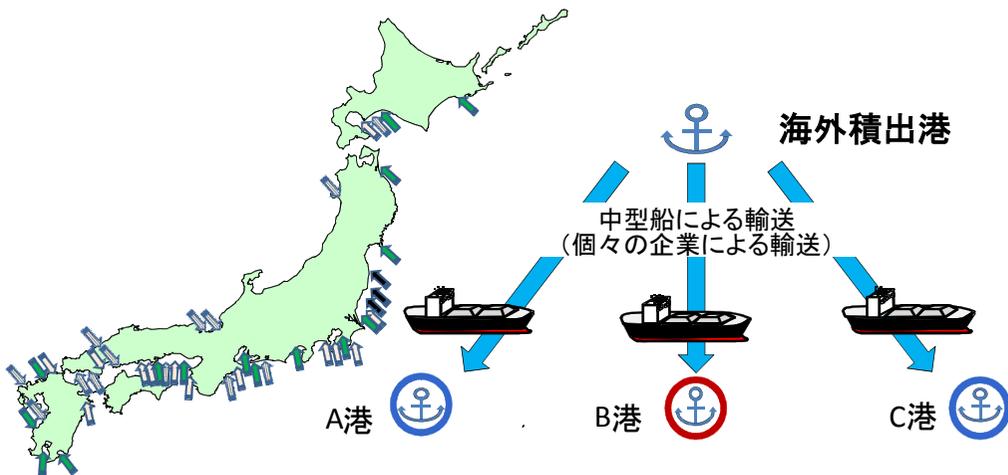
## 課題

- 我が国は、資源・エネルギー等のほぼ100%を輸入に依存。近年、近隣国の輸入量急増により、資源獲得競争が激化。
- ばら積み貨物船の大型化が世界的に進展している中、我が国では大型船に対応できる港湾は限定的。

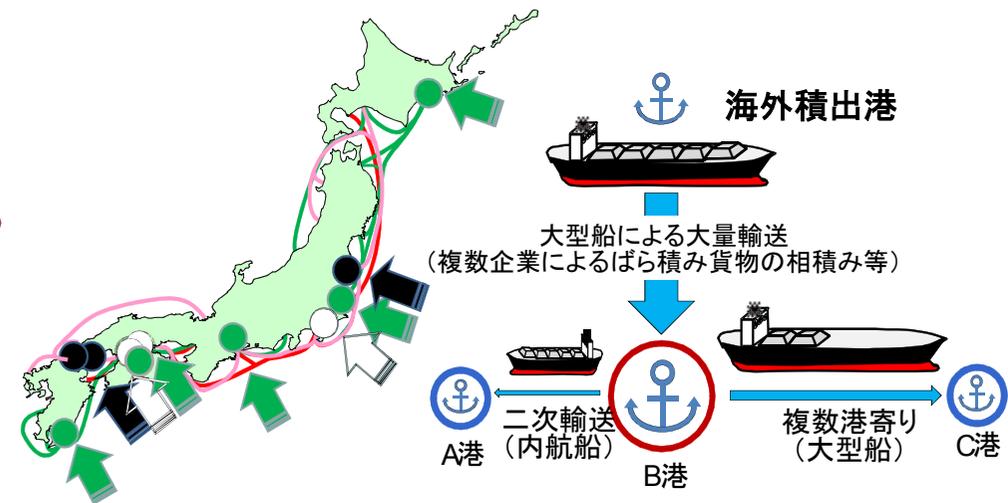
## 対応

### 企業間連携による大型船を活用した効率的な海上輸送網の形成を推進

これまで



これから



#### 国際バルク戦略港湾

- 穀物: 釧路港、鹿島港、名古屋港、水島港、志布志港
- 鉄鉱石: 木更津港、水島港・福山港
- 石炭: 小名浜港、徳山下松港・宇部港

#### 【具体的な取組の例】

- 資源・エネルギー等の輸入拠点となる港湾において大型船が入港できる岸壁等の整備
- 企業間連携による大型船での共同輸送の促進
  - 荷さばき施設等の整備に対する補助、税制特例措置 等

# 国際バルク戦略港湾に係る取組経緯

## 1. 国際バルク戦略港湾に係る取組経緯

平成21年12月15日	第1回 国際バルク戦略港湾検討委員会 開催
平成22年 6月 1日	国際バルク戦略港湾を募集
平成23年 5月26日	第15回 国際バルク戦略港湾検討委員会 開催
平成23年 5月31日	国際バルク戦略港湾の選定結果を公表
平成23年 8月31日	国際バルク戦略港湾育成プログラム作成

## 2. 港湾法等関係法令の改正等

平成25年 6月 5日	改正港湾法 公布
平成25年11月29日	改正港湾法施行令・港湾法施行規則 公布
平成25年12月 1日	改正港湾法・港湾法施行令・港湾法施行規則 施行
平成25年12月19日	小名浜港を特定貨物輸入拠点港湾(石炭)に指定
平成28年 2月24日	釧路港を特定貨物輸入拠点港湾(穀物)に指定

## 3. 事業の実施

平成25年度～	小名浜港国際物流ターミナル整備事業(水深18m)着手
平成26年度～	釧路港国際物流ターミナル整備事業(水深14m)着手
平成28年度～	徳山下松港国際物流ターミナル整備事業(水深19m、14m、12m)着手
平成29年度～	水島港国際物流ターミナル整備事業(水深14m、12m)着手
平成29年度～	志布志港ふ頭再編改良事業(水深14m)着手

## 4. 民間事業者による効率的な埠頭運営

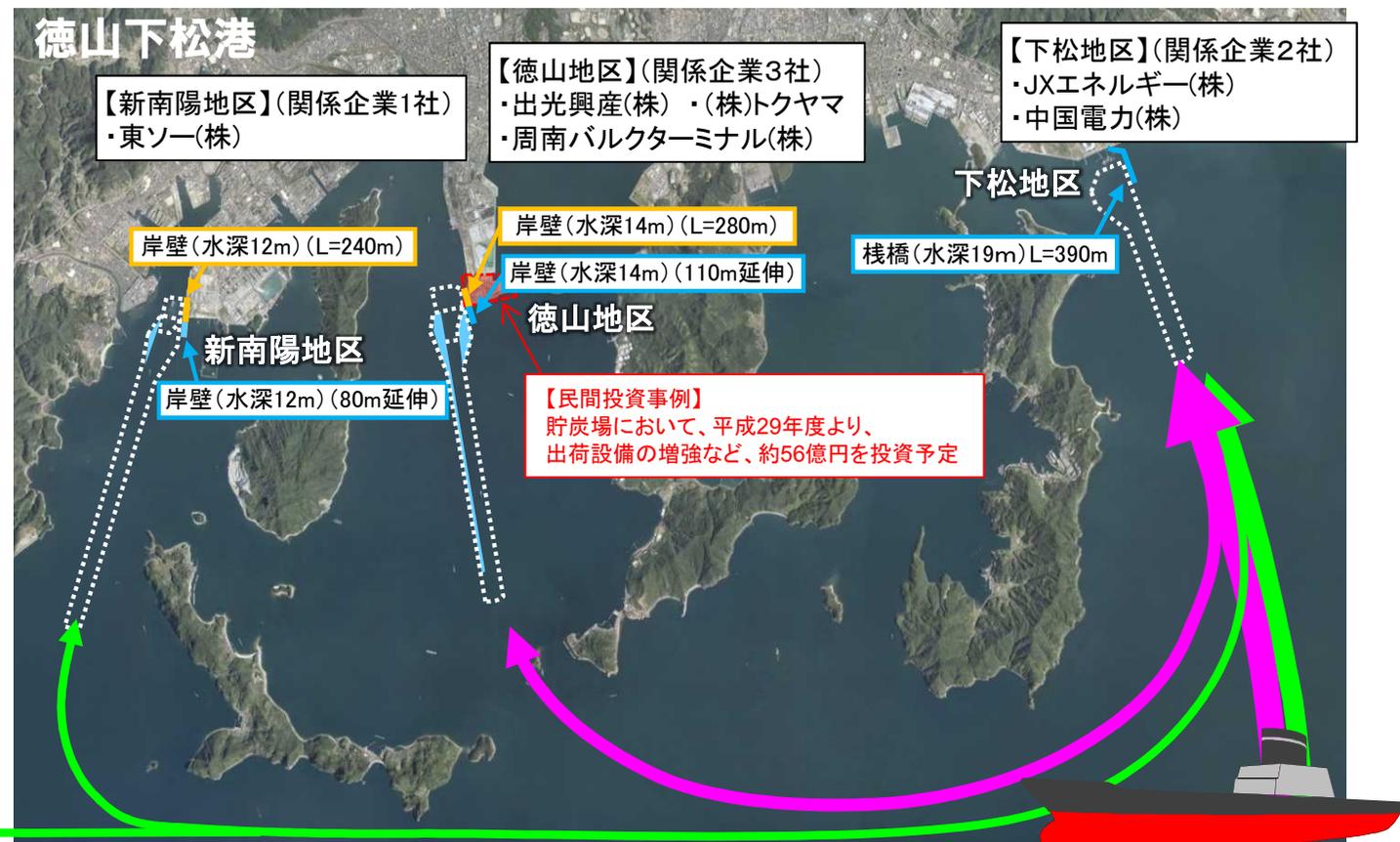
平成26年 5月 7日	福島県(港湾管理者)が小名浜埠頭(株)を運営事業者に認定
平成27年12月22日	釧路市(港湾管理者)が釧路西港開発埠頭(株)を運営事業者に認定

## 5. 税制特例措置

平成25年 1月29日	特定貨物輸入拠点港湾における荷さばき施設等に係る税制特例措置等を規定した「平成25年度税制改正の大綱」を閣議決定
平成27年 1月14日	同特例措置の延長等を規定した「平成27年度税制改正の大綱」を閣議決定
平成28年12月22日	同特例措置の延長等を規定した「平成29年度税制改正の大綱」を閣議決定

# 徳山下松港・宇部港における取組の進展(石炭)

- 平成28年度より港湾整備事業着手（完成予定 平成31年度、総事業費 302億円）。平成28年度には、土質調査、設計を実施。平成29年度より現地着工。
- 公共投資に併せ、民間の貯炭場等の投資が進展。
- 民間事業者による一体的な埠頭運営を実現するため、平成29年2月に山口県及び関係企業7社により港湾運営会社設立準備会を設置。平成29年度内に港湾運営会社を設立する予定。



## 現状

各港各地区へそれぞれパナマックス船の減載(8万DWT減載)等により石炭を輸入。

## 将来

ケープサイズ船が満載で下松地区に、二次輸送で徳山地区に入港可能となる。また、パナマックス船が満載で下松地区に、二次輸送で新南陽地区、宇部港に入港可能となる。地区間の共同輸送により、輸送コストが約2割削減※される見込み。

ケープサイズ船満載(14万DWT) 必要岸壁(水深19m、延長390m)

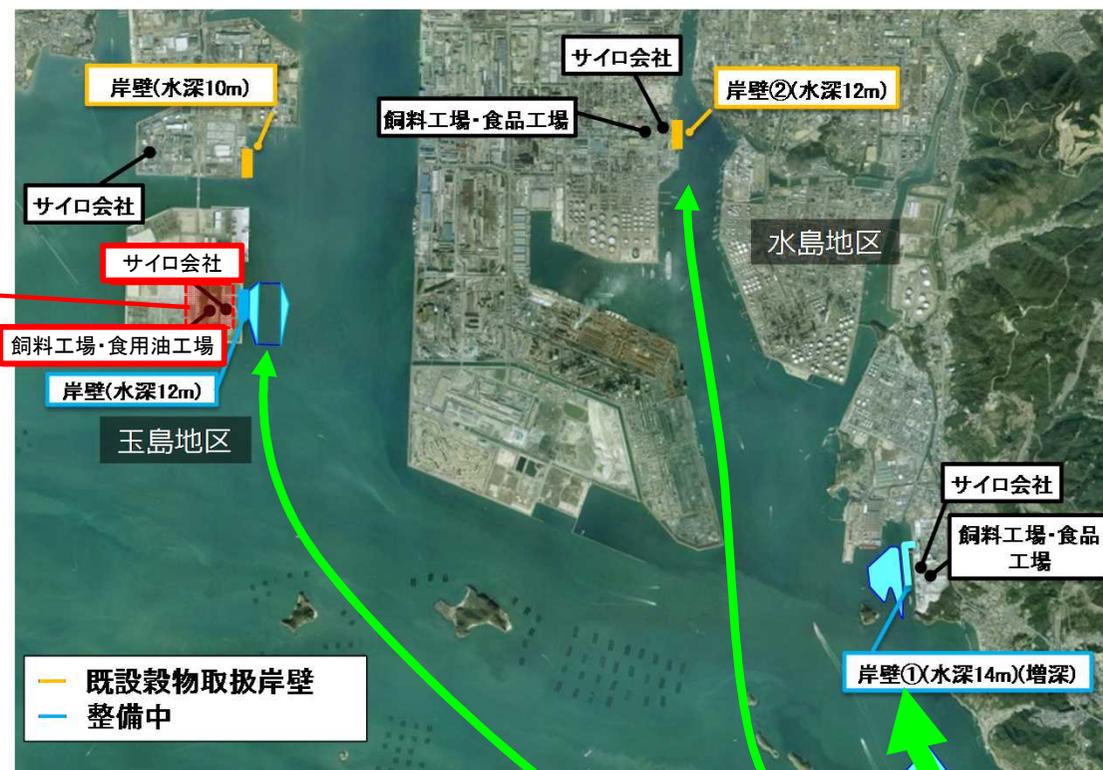
パナマックス船満載(8万DWT) 必要岸壁(水深14m、延長320m)

# 水島港における取組の進展(穀物)

- 平成29年度より港湾整備事業着手（完成予定 平成33年度、総事業費 259億円）。
- 国際バルク戦略港湾に選定されたことを受けて、玉島地区に穀物関連企業による**新規サイロ等の設備投資が行われるなど、民間投資が進展**。
- 岡山県や港湾利用企業などで構成する「水島港穀物取扱運営協議会」において、**埠頭の一体運営に向けた調整が進められている**。

## 民間投資事例

### 水島港玉島地区における新たな穀物関連企業の進出



## 現状

各地区へ**それぞれパナマックス船の減載**(7万DWT減載)等で穀物を輸入。

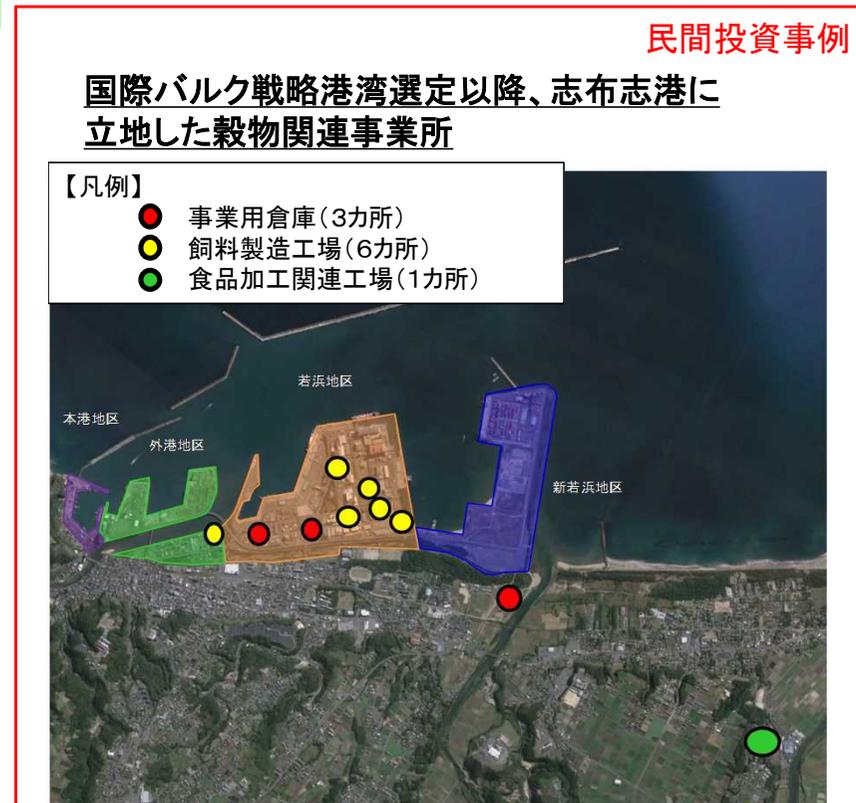
## 将来

パナマックス船が満載で水島地区岸壁①に、二次輸送で水島地区岸壁②、玉島地区に入港可能となる。地区間の**共同輸送により、輸送コストが約2割削減※される見込み**。

パナマックス船満載(7万DWT) 必要岸壁(水深14m、延長320m)

# 志布志港における取組の進展(穀物)

- 平成29年度より港湾整備事業着手（完成予定 平成33年度、総事業費 106億円）。
- 国際バルク戦略港湾選定以降、港湾背後で民間企業による飼料製造工場等への設備投資が進展。
- 民間事業者による一体的な埠頭運営を実現するため、鹿児島県が中心となり特定埠頭の運営事業者の認定に向けて調整中。



## 現状

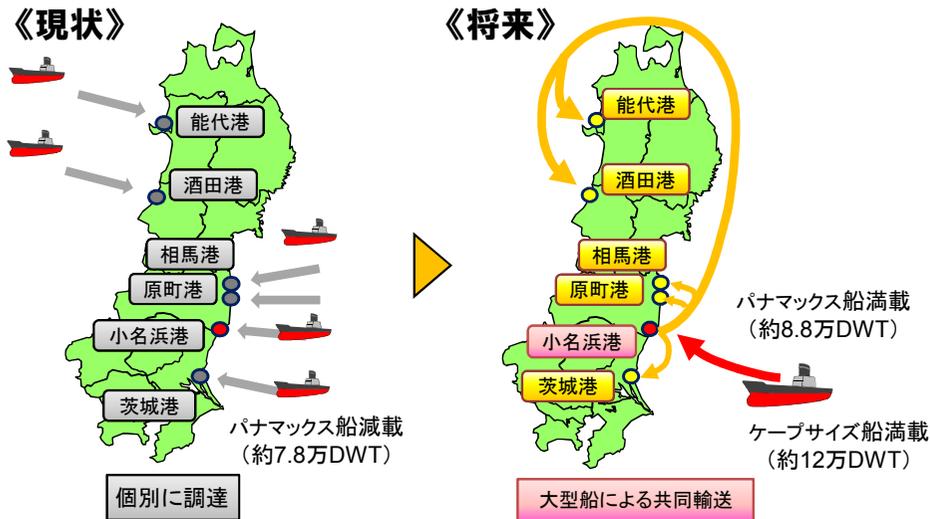
若浜地区の3つの岸壁及び鹿児島港へそれぞれパナマックス船の減載(7万DWT減載)等で穀物を輸入。

## 将来

パナマックス船が満載で新若浜地区岸壁に、二次輸送で若浜地区の岸壁①、②及び鹿児島港に入港可能となる。各港各地区間の共同輸送により、輸送コストが約1割削減※される見込み。

# 小名浜港における取組の進展(石炭)

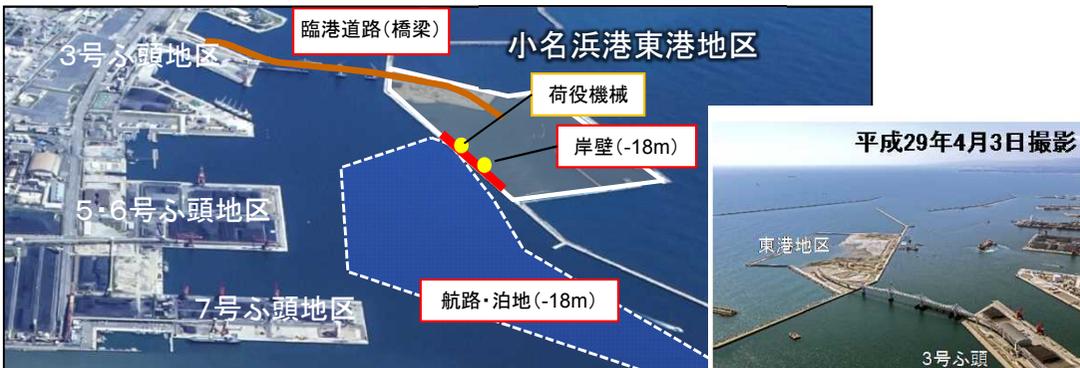
- 平成25年度より港湾整備事業着手（完成予定 平成30年度、総事業費 643億円）。東港地区の人工島と3号ふ頭を結ぶ**臨港道路（橋梁）**が平成29年3月に完成。平成30年度中に東港地区（1バース）供用予定。
- 国際バルク戦略港湾の進捗に合わせ、東京電力(株)等による石炭火力発電所設備（IGCC）建設計画が進展。2020年代初頭の運転開始を目指している。
- 平成26年5月に小名浜埠頭株式会社が特定埠頭の運営事業者として認定され、既存ふ頭にて平成27年4月より運営を開始。



ケープサイズ級船舶等が満載で入港可能となることで、各港との連携による共同輸送(2港寄り等)が実施される

## 海上輸送コスト 約4割削減※

※国土交通省港湾局の試算(出典:交通政策審議会港湾分科会資料)



## 福島における最新鋭石炭火力発電設備建設(石炭ガス化複合発電(IGCC))

- 立地場所 東京電力広野火力発電所、常磐共同火力勿来発電所
- 出力 約50万kW×2基
- 想定スケジュール 2020年代初頭に運転開始予定

東京電力(株)、三菱重工(株)、三菱商事(株)、三菱電機(株)、常磐共同火力(株)の5社により検討

- 雇用 最大2千人/日 規模(建設最盛期、両地点合計)
- 経済波及効果 約1,600億円(環境アセス着手～建設～数十年の運転期間の総額)



※東京電力(株)資料より国土交通省港湾局作成

# 釧路港における取組の進展(穀物)

- 平成26年度より港湾整備事業着手（完成予定 平成29年度、総事業費 182億円）。
- 公共投資に併せ、民間事業者による貯蔵能力の拡大に向けた設備投資や飼料メーカーの立地計画が進展。
- 平成27年12月に釧路港西港開発埠頭株式会社を特定埠頭の運営事業者として認定。
- 平成29年度中に岸壁(-14m)完成予定。

## 《現状》



個別に調達

## 《将来》

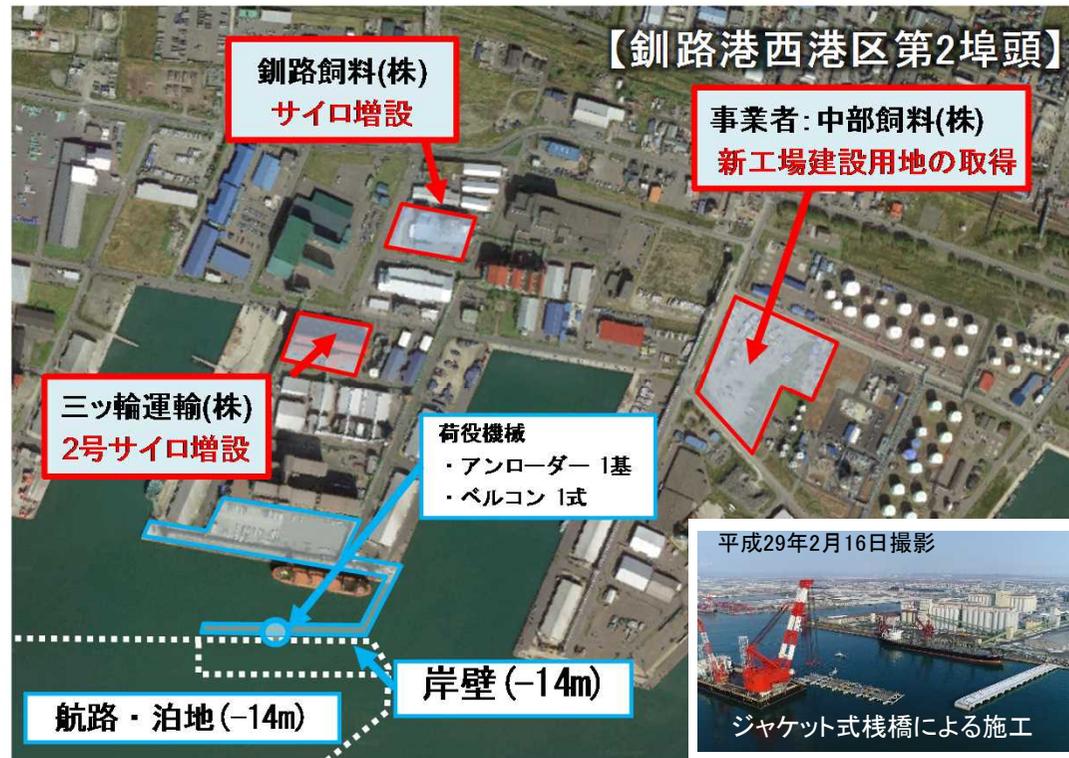


大型船による共同輸送

パナマックス船が満載で入港可能となることで、各港との連携による共同輸送(2港寄り等)が実施される

海上輸送コスト 約4割削減※

※国土交通省港湾局の試算(出典:交通政策審議会港湾分科会資料)



## 民間事業者によるサイロの増設

事業者：三ッ輪運輸(株)  
 整備施設：大型船による穀物輸入に対応したサイロの増設  
 [サイロ14基]  
 平成28年4月より供用開始  
 総事業費:約20億円



事業者：釧路飼料(株)  
 整備施設：大型船による穀物輸入に対応したサイロの増設  
 [サイロ28基]  
 平成28年4月より供用開始  
 総事業費:約3億円



# 平成29年度税制改正

平成25年度税制改正で創設した「ばら積み貨物の輸入拠点となる港湾で、海上輸送の共同化を促進に資する埠頭運営を行う者が取得した荷さばき施設等に係る固定資産税・都市計画税の特例措置」の適用期限を2年間延長した。

## 施策の背景

- 資源・エネルギー等の安定的かつ安価な調達を実現するためには、企業間連携による大型船を活用した共同輸送を促進し、安定的かつ効率的な海上輸送ネットワークを形成することが必要。
- ばら積み貨物の輸送の拠点となる港湾において、高能率な荷さばき施設の整備を促進し、荷役に要する時間を短縮することにより、大型船を活用しやすくなることが重要。
- 高能率な荷さばき施設の整備を促進するためには、本特例措置の延長が必要不可欠。

## 要望の概要

資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等の課税標準を取得後10年間、課税標準を2/3とする。

対象埠頭: 特定貨物輸入拠点港湾における一定の要件を満たす埠頭

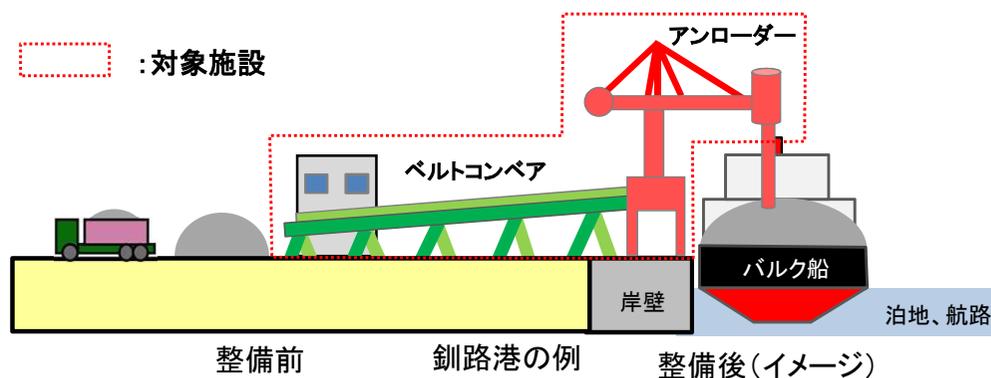
対象者: 特定利用推進計画に定められた事業を実施する者

対象施設: 国の補助を受けて取得した荷さばき施設等

年限: 取得後10年

特例: 課税標準 2/3

延長期間: 平成29年～30年度 **(2年間延長)**



## 今回の特例措置の延長による適用見込み

2件 [ 小名浜港、釧路港 ]